

村まち第62号

令和4年6月30日

宮城県知事 村井 嘉浩 殿

(環境対策課扱い)

村田町長 大沼 克巳



(仮称) 菅生太陽光発電事業に係る計画段階環境配慮書に対する
意見について (提出)

令和4年6月7日付け環対第120号で通知のありました標題の件について、環境保全の見地に立ち、環境保全措置等について慎重に検討したところ、別紙のとおり意見を提出いたします。

担当：まちづくり振興課政策推進班 村上
電話：0224-83-2113
メール：mura-mac@town.murata.lg.jp



(仮称) 菅生太陽光発電事業に係る計画段階環境配慮書に対する意見

1. 全体的事項について

- (1) 事業の実施にあたっては、周辺住民や地元自治会等の理解が不可欠である。周辺住民等に対しては、相互の意思疎通に最大限努めたうえで、事業による環境影響及び災害リスクについて十分な説明を行い相互理解を図ること。また、県内における先行事業の反対活動等を踏まえ、周辺住民等の求めに応じて説明会を開催するなど、意見や要望に対して、誠意をもって対応し、周辺住民等の事業計画に対する合意形成を図り、誠実に理解の醸成を図ること。
- (2) 近年、地球温暖化等の影響により全国的に大規模な自然災害が発生し、宮城県内でも甚大な被害が生じている。昭和61年（1986年）8月5日には、台風10号くずれの温帯低気圧の影響で大雨となり、事業実施想定区域同菅生地区において土砂崩れが発生し、民家1軒、一家5人が生き埋めとなり、住民3名が死亡する甚大な被害をもたらしている。また令和元年10月の台風19号では、事業実施想定区域下流の坪沼川及び沢戸川で河川災害が発生しており、大規模な自然災害に対する備えが必要不可欠な区域である。また、事業実施想定区域及びその周辺は、坪沼川及び沢戸川の上流域であり、宮城県の洪水浸水想定区域「家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食・氾濫流）」に指定されている。当該区域での切盛土による地形変更及び大規模な太陽光パネル設置等造成工事により、河川及び下流域への影響が懸念されるため、指定された家屋倒壊等氾濫想定区域について、宮城県と十分に協議し、方法書において示すこと。
- 事業実施想定区域周辺は砂防指定地となり、砂防ダムによる貯水池が分布している。また、土砂災害特別警戒区域、土石流危険渓流、土石流危険区域が含まれ、区域周辺には住宅等が点在して配置されている。
- 事業実施に伴う土地の改変や森林の伐採による水源かん養機能の低下、土砂の流出、地滑りの発生等により、下流域に居住する住民等へ甚大な被害を及ぼすことが懸念される。環境分野だけでなく災害分野の専門家等からの意見を踏まえ、工事から施設の稼働、事業終了後または事業清算前（中途終了含む）の施設撤去まですべての期間において、事業実施による災害への影響を適切に調査、予測及び評価し、災害を誘発する可能性が少しもある場合は、事業実施想定区域から除外すること。
- (3) ソーラーパネル等の主要設備は、安定した地盤上に設置することが不可欠であることから、地盤や地層等を十分に調査・確認するとともに、盛土を行う場合は、工事に伴う土砂災害等が生じないように計画し、土地の改変を最小限に留めること。

- (4) 全国各地において、ソーラーパネルが強風により飛ばされる事案や、豪雨により流出する事案等が発生していることから、強風・豪雨時における安全対策や、土砂災害等の事故発生時の復旧方法や連絡体制等の措置について検討し、方法書において具体的に示すこと。また、ソーラーパネルは、低反射型のものを積極的に採用するなどし、反射光による環境影響を低減する計画とすること。
- (5) 事業実施想定区域は、区域面積から大規模な林地開発に該当するため、計画段階から林地開発許可を見据え、林地開発許可基準等を遵守するとともに、宮城県の林地開発担当部署及び関連機関等に助言・指導を仰ぎ協議を行いながら計画を検討すること。
- (6) 蔵王気象観測所の観測項目には積雪データがなく降雪について調査されていない。
また、事業実施想定区域の深積雪は12月～3月に多くソーラーパネルへの降雪と設置傾斜を十分に検討し、事業の妥当性、継続性を明らかにすること。なお、蔵王気象観測所の観測項目を基に気象状況を分析しているが、事業実施想定区域と約8km離れており標高差が考慮されていないことから、事業実施想定区域に近い場所で観測したデータを用いて分析すること。
- (7) 「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」(以下「FIT法」という。)に基づく設備認定を仙台市太白区茂庭地内の山林を含む区域において取得した本計画であるが、当該事業地内にパネル1枚を設置し、南側約11km離れた村田町菅生地内に新たに約83,160枚のパネルを配置し、認定事業主体の仙台市ではなく村田町から送電するものに変更されている。FIT法のいわゆる「飛び地」計画と思われるが、市町をまたぐ一体の事業実施想定区域としてFIT法による変更認定手続きを受けたものか明確ではないため、方法書へFIT法の計画変更認定が完了している旨を記載すること。

2 個別的事項について

(1) 大気環境

太陽光発電設備の稼働に伴う「低周波音」及び「超低周波音」については、最新の科学的知見を踏まえても不確実性が大きいことから、既存の太陽光発電事業における苦情等の事例を調査するとともに、環境影響の予測及び評価を行うこと。

(2) 水環境

全国各地における近年の気象状況を踏まえ、過去に例を見ない集中豪雨や局地的大雨が長時間続いた場合であっても、下流域の河川及び河川周辺に点在する住居等への影響がないよう、十分な集水範囲及び調整機能を担保する容量・能力の沈砂池を適切に設置すること。

また、工事期間中及び施設稼働後における沈砂池の維持管理や点検等の環境保全措置を綿密に検討し、方法書において具体的に示すこと。

(3) 動植物・生態系

- ① 事業実施想定区域の全域が宮城県鳥獣保護区に指定されていることから、動植物及び生態系の調査については、専門家や関係団体等に助言・指導を仰いだうえで、その行動圏や分布域等を踏まえた調査範囲、調査地点、調査期間、調査時期及び調査方法等を適切に設定すること。
- ② 法面等の緑化を行う場合には、生物多様性を保全する観点から、専門家や関係団体等に助言・指導を仰いだうえで、外来植物を使用せず、地域固有種に配慮した在来植物により施工する計画とすること。

(4) 景観

事業実施想定区域の周辺には、五社山・外山、スポーツランド SUGO、菅生神社、愛宕山等の優れた眺望点が多数存在することから、ソーラーパネルの存在やその反射光がこれらの眺望を阻害することのないよう配慮するとともに、太陽光発電設備の色彩等についても、自然に溶け込むような工夫を行うこと。

(5) 放射性物質

事業実施想定区域及びその周辺の土壤や樹木等には、東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故で放出された放射性物質が沈着等している可能性がある。

計画段階環境配慮書におけるモニタリングポストの空間線量率は、測定場所が村田町役場及び名取市樽水ダム流入部の薬師橋の離れた測定値2か所であり、各施設につきアスファルトまたはコンクリート上を測定地点に設定していると考えられるため、空間線量率を正確に反映していない可能性がある。

このため、事業実施想定区域及びその周辺複数地点における空間線量率や放射性物質の沈着等について土壤を調査し、放射線量を調査・分析、予測、評価すること。

(6) 廃棄物等

① 事業終了後または事業清算前（中途終了含む）には、ソーラーパネル等を可能な限り速やかに撤去及び処分する必要があり、造成した森林の原状回復等の事後措置として植林等の造林事業を行うことが望ましい。資源エネルギー庁策定の「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」に基づき、現状に復すことを原則としてあらかじめ廃棄等費用（太陽光発電設備等すべての解体・撤去及びそれに伴い発生する廃棄物の処理に係る費用）及び事業に係るすべての復元費用の総額を算定したうえで、積立ての開始時期と終了時期、毎月の積立金額を明らかにして事業計画を策定し、方法書において具体的に示すこと。

また、災害等による発電事業途中での修繕や撤去及び処分が必要となった場合に備え、火災保険や地震保険等に加入すること。

- ② 計画段階環境配慮は、仙台市太白区茂庭地内と村田町大字菅生地内を自営線を埋設し接続する計画となっているが、事業完了後は、埋設した自営線の撤去も考慮した調査・分析を行い、方法書において具体的に示すこと。
- ③ 事業終了後は、産業廃棄物であるソーラーパネルが約 83,160 枚発生する可能性があることから、当該廃棄物を適切に処理するため、発生量（重量・体積）、保管方法、処分先及び処分方法等の情報を調査・検討し、環境影響への配慮と周辺住民等の不安を取り除くため、撤去計画（道路埋設物も含む）について計画及び費用の計算を方法書において具体的に示すこと。

（7）その他

① 複数案「位置・規模」の設定

事業実施想定区域の設定根拠が説明不足で曖昧である。本事業は、仙台市太白区茂庭地内と村田町大字菅生地内を自営線で接続する異例な事業特性があるため、事業を実施する位置・規模又は配置・構造における複数案を検討し、環境影響を最小限に抑えた事業実施想定区域を設定する必要がある。

現在の計画段階環境配慮では、認定された発電出力を確保する目的で区域が設定されているため、自営線を約 11km 埋設して接続する村田町菅生地内が環境影響を最大限に考慮した区域であるという明確な分析数値等を複数案にて比較検討し示すこと。

なお、電力会社の送電は、計画認定の仙台市茂庭地内ではなく村田町菅生地内に設置する送変電設備により行われる計画であり、仙台市太白区茂庭地内と自営線を約 11km 埋設してまでパネル 1 枚分の送電を行う行為が、環境影響の観点から鑑みその必要性を十分に調査・分析し、予測、評価を示すこと。

② 温室効果ガス

本事業の稼働により温室効果ガス排出量の削減が見込まれる一方で、森林伐採やソーラーパネル等の製造、搬出入等により排出量の増加が想定される。

また、本事業は仙台市太白区茂庭地内と村田町菅生地内を結ぶ自営線を約 11km にわたり交通量の多い主要道路の車道等へ埋設することから、舗装路掘削及び舗装復旧工事に伴う工事施工中及び片側通行等交通形態への影響と温室効果ガス排出量の削減量がどのくらいあるものか具体的に調査、予測及び評価を示すこと。